

## 事業事前評価表

国際協力機構 民間連携事業部 海外投融資課

### 1. 基本情報

国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）

案件名：バングラデシュ経済特区開発事業

Bangladesh Special Economic Zone Development Project

調印日：2022年8月1日

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における民間セクターの現状・課題及び本事業の位置付け

バングラデシュは、原材料を輸入し安い人件費で加工した製品を輸出する労働集約型である縫製業が総輸出額の8割超を占めており、同産業の成長に牽引され2016年以降バングラデシュ経済は年平均7-8%の安定的な経済成長を遂げた。一方で、同国の縫製業に依存する経済成長は、低賃金の国際競争に晒され、国内地場産業の発展や産業全体の高付加価値化の余地に乏しく、人口増加傾向にある同国内雇用を吸収し続けることは困難なことが見込まれる。そのため、同国では縫製業に続く主要産業の育成と産業全体の多角化が不可欠であり、先進国等からの技術・知識・資本の移転促進が喫緊の課題となっている。

人口1.6億人を有する同国の平均年齢は27.6歳と若く、生産年齢人口が従属人口の2倍以上となる人口ボーナス期が2055年頃まで継続すると予想されており、豊富な労働力を有する潜在的生産拠点かつ新たな一大消費市場を伴う新興国として、外国直接投資先として高い潜在力が認められている。日本企業からもバングラデシュに対する高い投資意欲が示されており、JETROが2021年12月に発表した調査によると、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」という。）の影響下にも関わらず調査対象企業の68%が同国における事業を「拡大」と回答し、また24%の企業が「現状維持」と回答している。しかし、不十分なインフラや煩雑な行政手続きといったといった劣悪なビジネス環境（世界銀行が発表する“Ease of Doing Business rankings”では190ヶ国中168位、2020年）や、設備投資先としての立地に適した用地不足等により、同国に対する外国直接投資額はGDP比0.6%（2019年）と、ベトナム6.2%、ミャンマー2.2%といった近隣の新興諸国と比較して低い水準に留まっている（世界銀行、2019年）。

かかる状況を踏まえ、外国企業の誘致を促進し国内産業育成に繋げるため、同国政府は2010年に経済特区（以下、「EZ」という。）法を制定し、輸出向け・国内市場向けの両方の企業を入居対象とした経済特区に対して、電力・上下水等のハード面のインフラ整備に加えて、税制優遇や各種許認可等の行政手続簡素化といったソフト面の支援を合わせて行うこととした。2011年には経済特区庁（Bangladesh Economic Zones Authority、以下、「BEZA」という。）を設置し、本事業を含むEZ開発を推進している。また、2014年の日本・バングラデシュ間の首脳会談ではバングラデシュにおける経済特区開発を両国共同で進める方針が合意された。

こうした状況下において、本事業はダッカ近郊のアライハザール地区において BEZA と

民間企業（住友商事）の共同出資により設立された特別目的会社によるバングラデシュ経済特別区（Bangladesh Special Economic Zone、以下「BSEZ」という。）の開発・販売・運営を支援し、同経済特区への主に日本企業からの外国直接投資の促進や縫製業以外の製造業等を含む多様な産業の立地促進を図り、もって同国の産業多角化や雇用創出など持続的な経済発展に寄与するものであり、上記のバングラデシュの開発課題と政策に合致する。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

「対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー」（2019 年 3 月）では、「質の高い経済成長の実現と貧困からの脱却による中所得国化の実現を基本方針とし、その実現のためには競争力を有する産業、特に輸出産業及び裾野産業を育成し、産業競争力の強化を進めていくことや良質な就業機会の提供が必要」と分析している。また、「対バングラデシュ人民共和国 国別開発協力量針」（2018 年 2 月）においては、中所得国化に向けた経済成長加速化と、日バ首脳共同声明に基づく「ベンガル湾産業成長地帯（BIG-B）」（2014 年）構想の推進が重要とされる。さらに、2014 年の両国政府首脳会談では BIG-B の下で経済特区開発を共同で進める方針が合意された。JICA はこれまで、技術協力「経済特区開発調査及び BEZA 能力向上プロジェクト」（2015-2016 年）を通じた本 EZ 開発のマスタープラン作成に加え、技術協力「投資促進・産業競争力強化プロジェクト」（2017-2022 年）を通じ、進出企業の各種許認可申請・取得等をサポートし、一元的に対応する BEZA のワンストップサービスセンター（以下、「OSSC」という。）整備・運営、EZ 開発・運営に係る BEZA 及び関連省庁職員の能力強化、関連法制度改善を支援している他、円借款「外国直接投資促進事業」（2015 年度・2019 年度承諾、以下「FDIPP」という。）を通じて、プロジェクトセクターローン(PSL)を用いた本経済特区にかかる盛土工事及び周辺インフラ整備に係る費用の支弁、エクイティバックファイナンス（EBF）による BEZA 出資金の支弁、ツーステップローン（TSL）による入居企業への融資促進を実施。本事業は、これら先行する円借款及び技術協力で併せて海外投融資を活用して更なる一体的支援を図るものであり、我が国及び JICA の協力量針と合致するものである。

### 3. 事業概要

（１）事業目的

本事業は、首都ダッカ市近郊のナラヤングンジ県アライハザール郡（ダッカ市街中心部から北東約 30km）に位置するバングラデシュ経済特別区（BSEZ）において、約 190ha を対象に経済特区開発・販売・運営事業を行うことにより、同経済特区への外国直接投資の促進や多様な産業の立地促進を図り、もって同国の産業多角化や雇用創出など持続的な経済発展に寄与するもの。

（２）プロジェクトサイト／対象地域名

バングラデシュ国ナラヤングンジ県アライハザール郡

（３）事業内容

BEZA と民間企業（住友商事）が設立した特別目的会社（SPC）への出資を通じて BSEZ の開発を支援するもの。JICA の出資金は BSEZ の土地仕入れ・造成費、レンタル工場建設

費、経済特区内インフラ建設費、販売管理費等に充当される。

(4) 総事業費：130.4 百万ドル

(5) 事業実施体制

① 出資先：Bangladesh Special Economic Zone Limited（以下、「BSEZL 社」という。）

② 事業実施機関：BSEZL 社

③ 運営・維持管理機関：BSEZL 社

(6) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：A

② カテゴリ分類の根拠：カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる工業開発セクターに該当するため。

③ 環境許認可：本事業に係る環境影響評価（EIA）報告書は、先行する円借款事業・外国直接投資促進事業に含まれるコンポーネントとして、2018年5月に環境森林省環境局により承認済。

④ 汚染対策：工事中は、盛土を含む土地造成やアクセス道路建設等において、大気質、水質、騒音・振動等にかかる負の影響が想定され、BEZAの監督の下、コントラクターにより、車両カバーを掛けての走行、定期的な散水及び工事用車両・重機の定期的なメンテナンス、降雨中の工事の回避、低騒音・振動型機材の使用、夜間工事の自粛、一時的な騒音壁の設置等の緩和策が実施される予定。工事中・供用時ともにバングラデシュ国内及び世界銀行グループ EHS ガイドライン等の国際基準に規定される環境基準を満たすよう緩和策が講じられ、モニタリングが実施される予定。廃棄物については、各入居企業がバングラデシュ国内法に則り廃棄物処理業者に委託する予定。供用時の入居企業からの大気質、水質、廃棄物、騒音・振動等の影響については、緩衝地帯の設置や入居企業及び SPC による二段階の下水処理、その他各入居企業による緩和策の実施により影響が最小化される見込み。

⑤ 自然環境面：事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域またはその周辺に該当しない。

⑥ 社会環境面：不可分一体事業含めて 14 世帯の非自発的住民移転、14,009 世帯の被影響住民が生じる。用地取得と住民移転はバングラデシュ国内法と JICA 環境社会配慮ガイドラインに沿って作成された住民移転計画に沿って手続きが進められている。なお、住民協議を開催した結果、被影響住民から事業に係る特段の反対意見は確認されていない。

⑦ その他・モニタリング：本事業では、工事前において BEZA の監督の下でコントラクターが土砂の浚渫および土地造成工事の進捗状況についてモニタリングを実施する。工事中は特区に関して、SPC や BEZA の監督の下でコントラクターがモニタリングを実施する。また供用時においては、下水処理場などの特区内の共

用施設については BEZA の監督の下で SPC が、特区内の工場については入居企業が SPC や BEZA の監督のもとでモニタリングを実施する。

2) 横断的事項：特に無し。

3) ジェンダー分類：【対象外】■GI（ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件）＜分類理由＞ジェンダー主流化ニーズにつき確認したものの、ジェンダー主流化に資する具体的な取組を含めるに至らなかったため

(7) その他特記事項：特に無し。

#### 4. 事業効果

(1) 定量的効果：開発面積、販売面積、雇用創出数、直接投資額、外国直接投資額、非縫製業の入居率を計測する。

(2) 定性的効果：産業の高付加価値化、産業競争力の強化、日本企業のバングラデシュ投資促進。

#### 5. 前提条件・外部条件

特になし。

#### 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果

「ベトナムにおける工業団地建設運営事業」（海外投融資・融資）においては、①中核企業が事業運営に強いコミットメントを示したこと、②株主間で意思決定をスムーズに行える体制を整えたことが、円滑な推進に役立ったことという教訓が得られた。

(2) 本事業への教訓

かかる教訓を踏まえ、本事業では、①中核企業のコミットについては、住友商事を中核出資者として強いコミットメントを確保（当初出資比率 76%）済。②株主間の意思疎通については、住友商事が実質的支配権を有する中で、今後 JICA が出資者として参画し、これまで円借款・技術協力等で培った信頼関係も活用し、バングラデシュ政府の期待や方針との整合性を保った EZ 開発を実現するための助言や対話を通じて、住友商事と BEZA 間の意思疎通の円滑化を図る予定。

#### 7. 評価結果

以上のとおり、本事業については、バングラデシュの開発課題、開発政策、及び我が国の協力方針に合致しており、必要性が認められ、事業計画も適切でありその達成の見込みが十分であることから、海外投融資による支援の意義は高い。

#### 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標：4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール(予定): 販売完了3年後に事後評価。

以 上